

が比較の視点から検討するものとしても有用であろう。さらに、近世以降の社会的・宗教的規律化の動きを考える上でも、重要な視点を提供してくれる書物である。しかし、日本の読者としては、イタリア全体やヨーロッパ全体を見通すより大きな比較の視点がほしかったと思う。フィレンツェの特殊性やそのヨーロッパ全体の中での位置付けなどがあれば、より親しみやすい著作になったであろうが、それは著者の意図するところを超えているようだ。今後、このようなテーマがさらに発展し、フィレンツェの事例がヨーロッパ全体の動きの中に位置付けられることを希望するものである。

〈注〉

- 1) ダンテ (平川祐弘訳)、『神曲』、河出書房、1971年、p.270 (原文は、“Esso parlava ancor dellla larghezza/ che fece Niccolò alle pulcelle, / per condurre ad onor lor giovinezza” である)。

な協力の下に行われた。1517年以降の大司教区会議を追うことによって、筆者は、まず17世紀になってようやく女性への保護の視点が出現すること、そして結婚の秘蹟が神聖なものとして強く主張されようになるのは、17世紀も末のことであるという結論を出している。

第4章では、まず16世紀になるまで嫁資への施しが一般的でないことが、当時の覚書や歴史書から確認される。そして16世紀の初めに転換点があり、その後急速に嫁資に対する施しが広まっていくことが、兄弟会の規約や遺言書の史料から明らかにされる。この変化に関して、前章で検討された結婚観の変化がその要因とされているが、フィレンツェが君主国家になり、社会的規律化が急速に進展したこととも関連があるだろう。次の章ではトスカナ大公が作った嫁資援助の制度が考察されているので、それらとの関連についても指摘がほしかったところである。本章ではこの後、嫁資への施しの受益者の分析と、嫁資の利用の実態の分析が行われる。女性が修道院に入るためのものとしても嫁資が利用されたこと、実際には嫁資をもらっても期限以内に結婚できなかった女性が多いことなどは、非常に興味深い指摘である。

第5章では、公の援助として、トスカナ大公が作った嫁資援助の制度が考察される。領域支配への配慮や秩序の維持といった上からのコントロールが、その背景としてあげられている。ただ、本章には嫁資援助のための機関についての言及はあるが、その実態についてはほとんど触れられていないのが、残念である。しかし本章では、16世紀のフィレンツェのモラリストたちの著作が検討されており、2章での不足を補っている。もっとも本章で検討されているのは、援助を与えられるべき女性の具体像についてのみである。2章で取り上げられたような結婚観や女性観といった大きな議論についてのフィレンツェのモラリストたちの態度についても、追求する価値があるのではないだろうか。本章では最後に、大公による嫁資援助の利用の実態について分析がなされ、それが国家権力による社会的規律化の実現として捉えられている。

第6章では、啓蒙思想の影響とトスカナ大公国がロレーヌ家に支配されるようになった時代の嫁資について考察がなされる。その際、嫁資援助の理念的目的が、単なる慈善や女性を売春から救うということではなく、教育的側面を重視するようになったことが明らかにされ、嫁資援助についての理念がさらに近代的なものに変化したことが、確認される。このように、メディチ家によるトスカナ大公国を超えて、さらに近代に至るまでの過程が描かれていることは、本書の重要な特質の一つであろう。

序文に詳細な研究史も付した本書は、近代トスカナの女性史への入門書として有効であるし、また近代トスカナ史の研究者でなくても、この分野の研究者

- 2 領域全体における嫁資援助の政策
- 3 規約と書物における未来の花嫁の資質
- 4 規約とモラリストの提案の実現

第6章 18世紀における嫁資援助の改革

- 1 改革前夜
- 2 大司教区会議の決定：結婚問題における教区の貢献
- 3 ロレーヌ家統治の初期における君主の任命による嫁資の分配
- 4 ピエトロ・レオポルドの支配下における嫁資援助の改革
- 5 フィレンツェとミラノにおける改革：新しいモデルの比較

以下、各章の内容を紹介しつつ、コメントを加えていきたい。

第1章では、近代のフィレンツェにおける女性をめぐる状況の概観がなされる。まずフィレンツェでは、中世以来法によって定められていた嫁資の習慣が、近世、近代に入っても継続していることが確認される。嫁資の額は非常に高く、しかも近世のフィレンツェの民衆は一般にかなり貧しかった。その結果として起こってくるのが、売春や内縁関係である。それらはどちらも、トレント公会議前にはある程度容認されていた。しかし、生まれてくる子供の問題は残り、その結果捨て子の問題が出てくるのである。本章の最終節では、捨て子に対する政府と教会の対応が概観されている。

第2章では、嫁資への施しについての言説が分析される。筆者は、タイムスパンを中世から19世紀までと長くとることによって、そこに見られる変化を捉えようとしている。中世において、施しは、施しを行う者の救済のためであり、嫁資への施しもそれほど多くはなかった。嫁資への施しが急増し、一般的になるのは16世紀のことである。その背景にあるのは、ヒューマニズムの影響による結婚観や女性観の変化とされ、エラスムス、アグリッパ、アルド・マヌツィオ、ヴィーヴェスなどの思想が語られる。しかし、フィレンツェにおいてこれらの思想家たちの影響力がどれほどあったかについては指摘がなく、また当時のフィレンツェの作家からの補強もないのが、残念であった。さらにその後の社会的・宗教的規律化の中で、社会秩序における女性の位置付けの変化や女性の教育への視点が変わり、社会的な援助が行われるようになるまでの歴史が語られるが、この点はイタリアの思想家たちの著作によって、裏付けられている。

第3章では、「結婚」のあり方の変化が考察される。結婚の秘蹟自体は1439年のフィレンツェ公会議の際に、秘蹟として公式に認められていたが、その儀式や教えが実際に教会で適用されるのは、16世紀になってからだという。このような結婚を一つの制度として捉えなおそうという動きは、教会と国家の緊密

書評：マリア・フビーニ・レウツィ『「名誉へと導く」—近代フィレンツェにおける家族、結婚、嫁資援助』

金の玉を娘たちの家に投げ込んでやったという伝説がある。この伝説は、嫁資への援助の起源として、その後の歴史に重要な意味を持つことになるのである。

「Condurre a onore」は、直訳すれば「名誉ある状態にする」という意味である。中世においては、ダンテの注解者たちは、この句にあまり注意を払わなかった。しかし、嫁資への援助が一般化するにつれて、この言葉はまさに嫁資援助を示すものとして理解されるようになってくる。慈善を行う者の救いを重視する中世から、慈善を受ける者の重視という転換が、そこには見られる。著者は、この言葉を著作のタイトルに据えることによって、嫁資をめぐる状況の変化を表そうとしているのである。

本書の構成は以下の通りである。

序論

- 1 ある研究の誕生
- 2 研究史

第1章 近代のフィレンツェにおける女性、家族、社会

- 1 嫁資と貧困
- 2 売春という解決
- 3 内縁関係の実際
- 4 捨て子

第2章 嫁資への施し：中世から19世紀までの提案と規定

- 1 嫁資への施しの起源
- 2 キリスト教社会と貧者の結婚
- 3 18世紀から19世紀の前資本主義社会における嫁資の援助と女性の教育
- 4 結論

第3章 結婚と宗教的・社会的規律化

- 1 規律化された結婚と社会集団
- 2 1517年のフィレンツェ大司教区会議：教会法と地方の伝統の間
- 3 トレント公会議以降のフィレンツェ大司教区会議

第4章 フィレンツェにおける嫁資と兄弟会

- 1 同時代の記録や歴史書に見る嫁資援助
- 2 規約と遺言
- 3 「施しを受ける女性」と施しを行う人
- 4 結婚することと修道女になること：カルマッシの嫁資

第5章 トスカナ大公の嫁資

- 1 フェルディナンド1世のイニシアティヴ

書評：マリア・フビーニ・レウッツィ『「名誉へと導く」— 近代フィレンツェにおける家族、結婚、嫁資援助』

(Maria Fubini Leuzzi, 《Condurre a onore》. Famiglia, matrimonio e assistenza dotale a Firenze in età moderna, Firenze, Olschki, 1999)

北 田 葉 子

近世から近代にかけてのトスカナ大公国の歴史は、近年研究が進んだとはいえ、まだまだ多くの研究すべき領域が残されている。特に17世紀以降の時代については、通史的な研究もないに等しい。その中であって、マリア・フビーニ・レウッツィが出版したこの著作は、トスカナ大公国全体を視野に入れた非常に意欲的な著作である。筆者が12年もかけたというだけあって、読み応えのある、明快で分かりやすい著作に仕上がっている。

彼女の目標は、近世から始まる「規律化」の動きの中で、女性、結婚、家族の問題を巨視的に見ていくことである。全体の大きな流れを把握することに重点がおかれており、彼女自身、これはミクロストーリーではないと声明している。このような大きな問題を見ていく場合、何か鍵となるものが必要であるが、彼女は「嫁資」の問題を中心に据えている。嫁資援助のあり方の歴史を追うことによって、女性や結婚に対する考え方の変化、そして社会的規律化の進展を明らかにしていくのである。中世フィレンツェ史研究では、女性や家族といった問題は1980年代から既に注目を集め、多くの研究が出されているが、近世以降についてはほとんど研究がなかった。彼女の研究によって、今後、この分野での研究の進展が望まれるところである。

タイトルの「Condurre a onore」は、ダンテの『神曲』の煉獄篇第20歌(31-33節)に出てくる言葉である。この言葉を含む文章全体は、「するとその魂はさらにニコラウスが、娘たちに青春の日々を貞潔に過ごすようにと惜しみなく施した贈り物についても話してくれた」というものである¹⁾。このニコラウスは、4世紀のミュラの司教で、現在ではサンタクロースとしても知られる聖ニコラウスのことである。彼には、売春から3人の娘を救うために、3つの